

県央県南広域環境組合第2期ごみ処理施設整備・運営事業 対面的対話結果（議事録）

| No. | 項目              | 確認事項  | 回答  |
|-----|-----------------|---|---|
| 1   | 全体配置計画          | 組合からの説明事項   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・煙突及び騒音・振動の発生源は、敷地境界（西側）、のんのこ温水センターからなるべく離れた位置とすること。</li> <li>・管理棟と工場棟の間の擁壁にかかる荷重条件次第では、屋内渡り廊下も検討すること（可能であれば、屋外よりも屋内の方がよい）。</li> <li>・のんのこ温水センター3階の浴場が見えないような工夫をすること。</li> </ul> |
| 2   | 動線計画            | 組合からの説明事項   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・灰搬出車両等については、2回計量も可能であること。</li> <li>・混雑時にも十分な待機長（25台以上）が確保されていること（組合所有の管理用道路も含めてよい）。</li> </ul>  |
| 3   | 敷地造成実施設計図       | <p>入札説明書等に関する質問への回答書 No. 4<br/> 「敷地造成実施設計図について、令和3年12月上旬に提示頂ける予定」との回答がありました。<br/> 図面に関する質問回答を入札前に行っていただくことは可能でしょうか。</p>   | 不可とします。   |
| 4   | 敷地面積<br>既設建物の情報 | <p>質疑回答 No. 14 及び No. 288 について、参考資料 01 をいただきましたが、</p> <p>①平成16年当時の敷地は民有地が残っているため、今回の敷地面積とは異なるという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>②参考資料 04 より敷地面積はおおよそ 75,324 m<sup>2</sup>と考へ、最終的には造成工事による測量確定されるとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>③のんのこ温水センターの情報は読み取れますが、その他の建物（既設ごみ焼却施設処理棟、管理棟、渡り廊下、車庫棟、洗車棟、駐輪場）の建築面積、延べ床面積、各階面積、構造種別、階数等をご教示願います。</p> | <p>① ご理解のとおりです。</p> <p>② ご理解のとおりです。</p> <p>③ 入札参加者へ参考資料を配布します。</p>  |
| 5   | 工事エリア周辺の土地借用    | <p>入札説明書等に関する質問への回答書 No. 15<br/> 「敷地東側の調整池周辺や管理棟北側等の所有地については、既設施設の運転管理者やのんのこ温水センターの指定管理者と協議の上、未使用地について借用可能です。」との回答がありました。<br/> 具体的な位置及び借地費をご教示願います。</p>   | <p>具体的な位置については、入札参加者へ参考資料を配布します。<br/> 組合所有地の借地費については、借用申請の上、無償になるものと想定してください。</p>   |

| No. | 項目        | 確認事項  | 回答  |
|-----|-----------|---|---|
| 6   | 敷地造成工事    | <p>入札説明書等に関する質問への回答書 No. 17<br/>「敷地造成工事の工事完了は令和5年3月末を予定しています。」との回答がありました。</p> <p>①地質調査等の調査工事は造成工事期間に行うことになることをご了承願います。</p> <p>②工期が非常に短いため造成工事完了前に準備工事に入場することをご了承願います。</p>   | ①②共に可としますが、詳細については実施段階の協議にて決定するものとします。  |
| 7   | 造成工事      | <p>「参考資料 10_別途工事に関する資料」によれば造成工事の期間は R4 年 4 月～R5 年 3 月までの期間となっています。</p> <p>一方で、本事業の契約締結は R4 年 6 月で R4 年 8 月頃には現地で地質調査を行いたく考えています。そのため、ある期間で造成工事及び調査が重複することとなります。両者を円滑に遂行するためにある程度柔軟な調整は可能と考えてよろしいでしょうか。</p>  | 可としますが、詳細については実施段階の協議にて決定するものとします。  |
| 8   | 焼却不適合物の処理 | <p>入札説明書等に関する質問への回答書<br/>No.20 生成物の資源化・処分<br/>「焼却不適合物（ボーリング玉やバッテリーなど）が搬入された場合の処理は民間事業者の所掌とします。」との回答がありました。</p> <p>①ごみの搬入は貴組合所掌ですので、焼却不適合物が搬入された場合の処理についても、貴組合にてお願いできないでしょうか。</p> <p>②不可の場合には、民間事業者にて産廃処理することによろしいでしょうか。</p> <p>③処理費用を計上する必要がありますので、過去に搬入された処理不適合物の種類、数量について、ご提示願います。</p>      | <p>① 事業者の所掌とします。</p> <p>② お見込みのとおりです。</p> <p>③ 持ち込み時の検査にて、処理不適合物は持ち帰らせているため、実績はありません。</p> |
| 9   | 煙突排ガス温度   | <p>入札説明書等に関する質問への回答書<br/>No.25 生活環境影響評価<br/>生活環境影響調査書に記載する排ガス量・温度は、下記のとおりです。下記の設定より負荷が小さくなるよう設計していただくこととなります。</p> <p>湿りガス量：81,000N m<sup>3</sup>/h (3 炉合計)<br/>乾きガス量：64,800N m<sup>3</sup>/h (3 炉合計)<br/>排ガス温度：175℃</p> <p>との回答がありました。</p> <p>煙突での拡散計算を考慮して、排ガス温度は 175℃以上という理解でよろしいでしょうか。</p> | ご理解のとおりです。  |

| No. | 項目       | 確認事項   | 回答                                     |
|-----|----------|--|--|
| 10  | 全体配置計画   | 「参考資料03_工事に使用可能な範囲に関する資料」において、工事使用可能範囲（黒点線）の外側となっている、敷地北西角部分のスペース（擁壁肩と市道の間）を仮設工事に使用したいと考えています。新設歩道設置後、スペースがあれば使用しても支障はありませんでしょうか。  | 可としますが、詳細については実施段階の協議にて決定するものとします。     |
| 11  | 搬出入車両    | 質問回答 No. 37 にてご提示いただいた参考資料 07_ごみ搬入量及び搬入台数に関する資料について、年間の合計量が約 45,000t/年となります。これは要求水準書 I-1-8 に示されている年間搬入量 77,057t/年に比べて少ない量となり、中継車両等の搬入台数、重量が計上されていないと思われますので、ご確認をお願い致します。 | 中継車両等の搬入台数、重量を含んだ参考資料を入札参加者へ配布します。     |
| 12  | 騒音規制値    | 騒音規制値については本工事で設置する騒音機器を対象に性能試験を行い、暗騒音は含まないと考えて宜しいでしょうか。  | 敷地境界にて暗騒音測定を行ったうえで本測定を実施してください。        |
| 13  | 入退場口     | 入札説明書等に関する質問への回答書<br>No.69 計量機<br>現在の車両管制方法について、「登録収集車は入場の1回計量、未登録収集車は入退場の2回計量を行っています。また、入退場口を分けています。」との回答がありました。<br>入退場口それぞれの場所について、ご教示願います。                            | 入退場口（敷地出入口）は、管理棟西側の出入口1か所です。           |
| 14  | ボイラ給水ポンプ | 「入札説明書等に関する質問への回答書 No.106」にて「3系列それぞれに交互運転用を設け合計6台設置」と回答頂いておりますが、弊社では常用3台+予備1台で運営している実績工場が多数あります。メンテナンス性に十分配慮し、適切な運転計画を組むことを条件に、経済的合理性を考慮した設置台数をご提案させて頂けないでしょうか。          | 「入札説明書等に関する質問への回答書 No.106」の回答のとおりとします。 |

| No. | 項目            | 確認事項  | 回答  |
|-----|---------------|---|---|
| 15  | 周辺施設の給排水      | <p>入札説明書等に関する質問への回答書<br/>No.117 給水設備<br/>「本工事で設置する上水受水槽から給水する施設は洗車場（既設）が対象となります。」との回答がありました。<br/>①余熱利用施設（既設）と管理棟（既設）への給水は不要と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>No.212 排水量<br/>「管理棟からの排水量は 580m<sup>3</sup>/年、洗車場の排水量は 4t パッカー車 14 台分を見込む」との回答がありました。<br/>②排水については、洗車場（既設）と管理棟（既設）の排水を本施設の排水処理設備に受け入れると考えてよろしいでしょうか。</p> | <p>① お見込みのとおりです。<br/>② 洗車場には既設の洗車場用排水処理設備（処理後、洗車用水として再利用）がありますが、管理棟の浄化槽からの排水も含め、受け入れ先はご提案可能とします。</p>  |
| 16  | 既設管理棟のモニタ設置場所 | <p>入札説明書等に関する質問への回答書<br/>No. 165 モニタ設置場所リスト（本施設以外）<br/>「組合事務室」「大会議室」「管理棟ロビー」は既設管理棟の室との回答がありました。<br/>①既設管理棟へのケーブルルートをご教示願います。<br/>②各室のモニタ設置場所をご教示願います。<br/>③既設管理棟内の各室モニタまでのケーブルルートをご教示願います。</p>  | <p>①③既設管理棟についての参考資料を入札参加者に配布します。ケーブル設置に伴い軽微な内装復旧があるものと想定してください。<br/>②「組合事務室」は北側に設置（台数調整は可能）、「管理棟ロビー」は可動できるモニタを想定してください。<br/>「大会議室」については、工場棟の「見学者ホール」へ訂正します。<br/>誤：「大会議室」<br/>正：「見学者ホール」</p> |
| 17  | 既設管理棟のプロジェクト  | <p>入札説明書等に関する質問への回答書<br/>No. 165 モニタ設置場所リスト（本施設以外）<br/>「組合事務室」「大会議室」「管理棟ロビー」は既設管理棟の室との回答がありました。<br/>①モニタ及びプロジェクトの電源は既設のコンセントを使用させていただけると考えてよろしいでしょうか。<br/>②大会議室のプロジェクトは、既設プロジェクト（天井吊下型）の取付架台を流用し、機器のみを更新するものと考えてよろしいでしょうか。<br/>③管理棟ロビーのプロジェクトの設置場所、設置方法をご指示願います。</p>                                      | <p>① 可とします。<br/>② 「大会議室」ではなく、工場棟の「見学者ホール」へ新たに設置するものとしてください。<br/>③ プロジェクトではなく、モニタとしてください。</p>  |

| No.           | 項目  | 確認事項   | 回答  |    |     |              |  |               |   |         |                |
|---------------|---|--|---|----|-----|--------------|--|---------------|---|---------|----------------|
| 18            | モニタ台数                                       | 入札説明書等に関する質問への回答書<br>No.166 モニタ設置場所リスト（本施設以外）<br>中央制御室に本施設以外の監視対象 1~7 を監視するモニタとして 6 台以上のご指定があります。<br>監視対象 7 か所に対してモニタ 6 台は多すぎると思われますので、モニタ台数を削減しタイマ切替とするか、分割表示とさせていただけないでしょうか。   | 可とします。  |    |     |              |  |               |   |         |                |
| 19            | 下足の履き替え                                     | 「入札説明書等に関する質問への回答書 No. 181」で、施設内は上履き対応を想定との回答を頂いています。今回の見学者の動線は、エントランス棟→ペDESTリアンデッキ（渡り廊下）→工場棟となり、ペDESTリアンデッキは半屋外であるため、工場棟への入口（風除室）履き替えと考えて宜しいでしょうか。  | ご提示の案（屋外渡り廊下）の場合は、お見込みのとおりとなります。  |    |     |              |  |               |   |         |                |
| 20            | RC 造の範囲                                     | 「入札説明書等に関する質問への回答書 No. 184」にて強風対策を目的とし、ALC の採用を不可とのご回答を頂いていますが、本施設では強風時も想定し建築基準法で求められる基準風速にて設計を行います。当社実績上基準風速で屋根が飛散した経験はなく、ALC であっても十分な耐風圧を有する屋根をご提供できると考えています。また、同様にプラットホーム、ごみピット、灰ピットの壁に関しても RC のご指定ですが同様の理由により実績上 ALC を採用した場合でも問題はありませぬ。<br>上記をふまえ、RC に比べて工程上メリットのある S 造+ALC を採用することについてお認めいただけますでしょうか。 | 要求水準書のとおりとします。  |    |     |              |  |               |   |         |                |
| 21            | ごみ処理料金体系                                    | 入札説明書等に関する質問への回答書<br>No.219 ごみ処理料金体系<br>区分手数料の回答が 2 種類あります。両者は同じものと考えてよろしいでしょうか。   | 入札説明書等に関する質問への回答書No.219 の表示に誤りがありました。正しくは、下記のとおりです。 <table border="1" data-bbox="1332 1093 2060 1348"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>手数料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>家庭から排出された廃棄物</td> <td>50kg まで 190 円<br/>50kg を超える 10kg ごとに 38 円</td> </tr> <tr> <td>事業活動により生じた廃棄物</td> <td>100kg まで 571 円<br/>100kg を超える 50kg ごとに 286 円</td> </tr> <tr> <td>その他の廃棄物</td> <td>50kg ごとに 571 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>「県央県南広域環境組合ごみ処理施設の設置及び管理に関する条例（平成 16 年 11 月 30 日条例第 5 号）」第 4 条別表より</p> | 区分 | 手数料 | 家庭から排出された廃棄物 | 50kg まで 190 円<br>50kg を超える 10kg ごとに 38 円 | 事業活動により生じた廃棄物 | 100kg まで 571 円<br>100kg を超える 50kg ごとに 286 円 | その他の廃棄物 | 50kg ごとに 571 円 |
| 区分            | 手数料   |  |   |    |     |              |  |               |   |         |                |
| 家庭から排出された廃棄物  | 50kg まで 190 円<br>50kg を超える 10kg ごとに 38 円    |  |   |    |     |              |  |               |   |         |                |
| 事業活動により生じた廃棄物 | 100kg まで 571 円<br>100kg を超える 50kg ごとに 286 円 |  |   |    |     |              |  |               |   |         |                |
| その他の廃棄物       | 50kg ごとに 571 円                              |  |   |    |     |              |  |               |   |         |                |

| No. | 項目         | 確認事項  | 回答  |
|-----|------------|---|---|
| 22  | 投入扉覗き窓     | 要求水準書 p-I-3-63. 投入扉及びダンピングボックス(9)扉閉鎖時は必要な気密性が確保できる構造とし、各扉にはピット内部の確認用覗き窓を設ける。また、ごみピット内のごみの積上げを考慮した強度とすること。」とあります。①覗き窓を設置する目的として、ピット内部の何を確認することを想定されているでしょうか。②内部を確認する対象者は、プラットホーム監視員でしょうか。収集作業員でしょうか。   | ① ダンピングボックス用扉に、ごみの積み上げ状況を確認するためのガラス窓を設置することを想定していましたが、他の方法で確認が可能であり、不要と判断される場合は設置しないことも可とします。<br>誤：「各扉」<br>正：「ダンピングボックス用扉」<br>② プラットホーム監視員です。                           |
| 23  | 安定稼働試験     | 7. 安定稼働試験<br>「事業者は、性能試験完了後の試運転期間中に本組合が指示する期間、全設備での安定稼働が可能であることを、運転員を指導しつつ立証しなければならない。」とあります。<br>安定稼働試験は、その時のごみ量に応じた負荷で安定的に運転できることを常設の分析計等で確認するという理解でよろしいでしょうか。<br>第三者機関による分析は不要と考えていますがよろしいでしょうか。   | ご理解のとおりです。  |
| 24  | 計画ごみ量について  | 計画処理量が令和14年度以降「67,967t/年」と固定値となっています。実際には人口減などの影響によりごみ量は減少を続けるものと想定されますが、本提案においては固定値を用いるとの理解でよろしいでしょうか。また、年間稼働日数が280日以上となっていますが、ごみ量が減少した際には280日以下となってもよいとの理解でよろしいでしょうか。   | 計画処理量については、令和14年度以降は固定値とします。稼働日数についてはご理解のとおりです。   |
| 25  | エネルギーの有効活用 | 落札者決定基準<br>表3 非価格要素の審査項目及び評価ポイント No. 8 エネルギーの有効活用に、<br>「 <input checked="" type="checkbox"/> 発電や余熱利用施設への熱供給を含む効率的なエネルギー活用について優れた提案がなされているか。」<br>「 <input checked="" type="checkbox"/> 省エネルギー化による消費電力の削減や操炉計画を含む売電量最大化のための運転上の創意工夫について評価する。」とあります。<br>発電については、売電量のみを評価するのか、あるいは売電収益を評価するのでしょうか。特に収益を評価する場合には、売電単価が季節によって異なることも考慮して提案することとなります。 | 売電量のみを評価としますが、売電単価が季節や時間帯によって異なることも考慮して次の項目による内訳を示してください。<br>・バイオマス分 (FIT 制度対象)<br>・非バイオマス分 (夏季)<br>・非バイオマス分 (その他季)<br>* 「夏季」とは7月1日から9月30日までの期間、「その他季」とは「夏季」以外の期間をいいます。 |

| No. | 項目           | 確認事項   | 回答  |
|-----|--------------|--|---|
| 26  | 温室効果ガス排出抑制   | <p>「落札者決定基準のPage6 No. 9に温室効果ガス排出抑制～優れた提案がなされているか。」と記載があります。温室効果ガス排出量の算出に含む内容は、下記に示す項目と理解してよろしいでしょうか。</p> <p>①温室効果ガス排出項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・化石由来燃料</li> <li>・買電量</li> </ul> <p>②温室効果ガス回収項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・CO2回収設備</li> <li>・廃熱発電による売電量</li> <li>・未利用エネルギーによる電力量</li> <li>・余熱利用施設（のんのこ温水センター）への電気・熱供給</li> </ul> | <p>「廃棄物処理部門における温室効果ガス排出抑制等指針マニュアル」（2012年3月、環境省）を踏まえ次の項目で算定してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・購入電力量</li> <li>・燃料使用量（立上立下含む）</li> <li>・売電電力量</li> <li>・外部熱供給量（のんのこ温水センター）</li> <li>・外部電力供給量（同上）</li> </ul> <p>（廃熱以外の再生可能エネルギーによる発電量があれば有効利用可能分を購入電力量から差し引くか売電電力量に加算してください。）<br/>（CO2回収設備を設置する場合は、その分を減算してください。）</p> <p>また、処理量及びごみ質の設定については、下記のとおりとしてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・処理量 77,057t/年（年間計画処理量：令和8年度）</li> <li>・ごみ質 基準ごみ</li> </ul> |
| 27  | 用役費（売電量）について | <p>様式10-8において提案させていただく売電量について、任意設定による提案では各社の評価が同じ基準でなされないと考えます。</p> <p>①計算に用いる想定ごみ質を設定いただけませんか。</p> <p>②バイオマス比率は任意設定でよいのでしょうか。条件として統一した設定をご指示いただけませんか。</p>   | <p>① 売電量の提案に用いるごみ質は基準ごみとします。</p> <p>② バイオマス比率は、50.0%（2020年度実績）とします。</p>   |
| 28  | 用役費（売電量）について | <p>様式10-8は運営に係る事業費算定の内訳根拠資料となっており、開札時まで開封されないとの理解でよろしいでしょうか。この場合、本表は評価対象とならないのでしょうか。</p>   | <p>ご理解のとおりです。</p> <p>様式10-8は入札価格の根拠資料であり直接的な評価対象ではありません。</p>  |
| 29  | 入札提出書類の文字サイズ | <p>資格審査に関する質問への回答書No.14</p> <p>「本文は10.5ポイント以上としますが、特に注記のある様式は図表に限り10ポイント以上も可とします。」との回答がありました。</p> <p>一方、入札説明書p21に「ただし図表に用いる文字はその限りではない。」との記載があります。</p> <p>提案書の図表に用いる文字につきましては、図面への説明など細かな記載を要する箇所もあるため、視認できる範囲で10ポイント以下の文字を使用してもよろしいでしょうか。</p>   | <p>可とします。</p>   |

| No. | 項目                   | 確認事項  | 回答   |
|-----|----------------------|---|--|
| 30  | 基本協定書（案）<br>（特定事業契約） | 基本協定書（案）・（特定事業契約）第4条3.(4)に「その他、事由の如何を問わず、発注者の指名停止措置を受けた場合」と記載がありますが、これは独占禁止法違反に関する事由のうち、(1)～(3)以外の事由で発注者の指名停止を受けた場合という理解でよろしいでしょうか。<br>「事由の如何を問わず」という条件は、地元企業等の全ての事業者において発生する可能性があると考えます。   | ご理解のとおりです。                                 |
| 31  | 基本契約書（案）             | 入札説明書等に関する質問への回答書<br>No.255（第17条 損害賠償）<br>「質問の条項は運営業務委託契約書第55条に規定されています。」との回答がありました。<br>第55条は（発注者による解除の場合の違約金）ですが、弊社が質問で追記をお願いした下記内容が、第55条のどの条文中に規定されているのかご教示願います。<br>第55条の第1項が該当すると考えてよろしいでしょうか。<br><br><弊社が質問で追記をお願いした内容><br>「但し、運営・維持管理事業者の債務不履行に関連して事業者を構成する各当事者（但し運営・維持管理事業者を除く）が発注者に対して負う損害賠償責任は、残存する運営期間にかかる運営業務委託料の総額の10分の1に相当する額を上限とする。」 | お見込みのとおりです。                                |
| 32  | 建設工事請負契約書（案）         | 第39条（部分引渡し）<br>要求水準書には部分引渡しにかかる指定部分がなく、中間的な納期の設定もありませんので、本条文の適用可能性はないと考えてよろしいでしょうか。   | 部分引渡しが必要となった場合を想定した条文（標準約款）のため、記載のとおりとします。 |
| 33  | 建設工事請負契約書（案）         | 第54条第5項（発注者の損害賠償請求等）<br>「請負代金額から部分引渡しを受けた部分に相応する請負代金額を控除した額」とありますが、部分引渡しは想定していませんので、「部分引渡し」を「出来形部分」に読み替えてよろしいでしょうか。   | 可とします。                                     |



| No. | 項目           | 確認事項  | 回答  |
|-----|--------------|---|---|
| 34  | 建設工事請負契約書（案） | <p>第 56 条第 6 項（契約不適合責任期間等）<br/>           民法第 637 条第 1 項を不適用とした場合、第 56 条第 7 項で定める引渡しの際に判明したものを除き、契約不適合責任期間中（工事施工 3 年、設計 10 年など）であれば、通知はいつでも可能となります。つきましては、民法第 637 条第 1 項の適用をご検討いただけないでしょうか。</p> <p>&lt;民法第 637 条第 1 項&gt;<br/>           前条本文に規定する場合において、注文者がその不適合を知った時から一年以内にその旨を請負人に通知しないときは、注文者は、その不適合を理由として、履行の追完の請求、報酬の減額の請求、損害賠償の請求及び契約の解除をすることができない。</p> | 建設工事請負契約書（案）のとおりとします。   |
| 35  | 運營業務委託契約書（案） | <p>第 72 条第 2 項（特許権等の使用）<br/>           「第 60 条第 2 項の規定に基づく成果物の使用に対する対価」とありますが、第 60 条にそのような規定が記載されていません。「第 60 条第 2 項」を「第 73 条第 2 項」に読み替えてよろしいでしょうか。</p>  | <p>「第 73 条第 2 項」ではなく、「第 65 条第 2 項」（権利・義務の譲渡の禁止）となります。<br/>           下記のとおり訂正します。<br/>           誤：「第 60 条第 2 項」<br/>           正：「第 65 条第 2 項」</p> |